

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇告 示 自衛官の募集
土地改良事業の認可(五件)
開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇正 誤 昭和五十九年十二月鳥取県告示第千十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第千二十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十九年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

- 一 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 二 募集期間
昭和六十年一月一日から同年三月三十一日まで
- 三 試験期日
募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
 - 1 日曜日
 - 2 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 四 試験場の位置及び名称
鳥取市鍛冶町一八十三
自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市見日町七〇九
自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
米子市東町三二七
自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
- 五 採用予定月
募集期間中の毎月
- 六 その他
 - 1 応募資格
採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和二十二年法律二十六号)に定める中学

校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第千二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、以西土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農道整備）を昭和五十九年十二月二十四日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、以西土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）帽子取地区農業用排水）を昭

和五十九年十二月二十四日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業聖郷地区農道整備）を昭和五十九年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業福岡（飛子原）地区区画整理）を昭和五十九年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中山地区農用地造成）を昭和五十九年十二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年八月七日 鳥取県指令受米土維八第三百七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町及び陽田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一四六

有限会社太田工務店

代表取締役 太田幸成

鳥取県告示第千三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十月二十九日 鳥取県指令受米土維八第六百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉律村大字日吉律

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市熊党二〇一一二

株式会社尾嶋建築研究所

代表取締役 尾嶋秀昭

鳥取県告示第十三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年七月二十六日 鳥取県指令受都計第百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡鹿野町大字今市字少林南門前及び字櫻馬場ノ南

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬一二一〇

三朝観光株式会社

代表取締役 金田政之

正 誤

昭和五十九年十二月鳥取県告示第十二号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
八 上 一 字高丸 字高丸

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】